

会議情報

タイトル	CNRA オンライン公聴会
日時	2026年01月29日 13:30-16:00
スピーカー	FSC ジャパン 三柴ちさと Preferred by Nature 小林冓人 FoE ジャパン 三柴淳一

発言録

会議開始から の時刻	発言者	発言
00:00:01	FSC-J 三柴	それでは定刻となりましたので、ただいまより、FSC ジャパン CNRA オンライン公聴会を開始いたします。
00:00:10	FSC-J 三柴	本日はお忙しい中、本公聴会にご参加いただき、誠にありがとうございます。
00:00:16	FSC-J 三柴	私は FSC ジャパンにて本プロセスを担当しております指針・規格マネージャーの三柴と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。
00:00:28	FSC-J 三柴	本公聴会は、現在パブリックコンサルテーションにかけられている日本の FSC リスクアセスメント、
00:00:37	FSC-J 三柴	セントラルリスクアセスメント、CNRA について、皆様からのご意見を伺うことを主な目的としております。
00:00:46	FSC-J 三柴	まずは私の方から、この CNRA の位置づけや、ここに至るまでの経緯、そしてプロセスを説明させていただき、その後、実際の素案作成をされたコンサルタントの方から内容について説明いただきます。
00:01:03	FSC-J 三柴	その後、ご参加の皆様と意見交換の時間とさせていただければと思います。
00:01:12	FSC-J 三柴	前半の説明は大体 1 時間を予定しております、意見交換の時間その後 1 時間ほど設けておりございます。
00:01:23	FSC-J 三柴	意見交換の時間前の説明中、ご質問ご意見がおありの方はチャットボックスに記入し、ご送信ください。
00:01:32	FSC-J 三柴	なお現在は参加者の皆様のマイクをミュートにし、ビデオもオフに設定させていただいております。
00:01:40	FSC-J 三柴	意見交換時には、マイクのミュート解除やビデオの使用が可能になりますので、必要に応じてご使用ください。
00:01:51	FSC-J 三柴	また、この公聴会は録画しており、後日公開させていただく予定です。
00:01:59	FSC-J 三柴	ご質問、ご発言いただいた方で、公開が不都合という方はお知らせください。

00:02:06	FSC-J 三柴	録画から、その部分のみカットして公開させていただきます。
00:02:13	FSC-J 三柴	それではまず、私、FSC ジャパンの三柴より CNRA のプロセスについて説明させていただきます。
00:02:27	FSC-J 三柴	まずはこの CNRA が使用される管理木材について、その情報を整理したいと思います。
00:02:35	FSC-J 三柴	こちらについては、今さら説明の必要はないという方も多くいらっしゃるとは思いますが、皆様の理解を揃えるために、まずは整理させていただければと思います。
00:02:48	FSC-J 三柴	FSC において管理木材とし、あとは FSC 認証制度の中で許容される最も低いカテゴリーになります。
00:02:59	FSC-J 三柴	それは、以下の許容できない供給源には由来しない、あるいはそのリスクが低いと継承された木材になります。
00:03:08	FSC-J 三柴	FSC が許容しない供給源とは、五つのカテゴリーがございまして、まず 1 に、違法に伐採された木材、2 に伝統的権利および人権を侵害して伐採された木材、
00:03:24	FSC-J 三柴	3 に管理活動により、高い保護勝ち、HCV が脅かされている森林からの木材
00:03:34	FSC-J 三柴	4 に人工林または森林以外の土地転用に土地利用に転院を転換されている森林からの木材、自然林の転換と呼ばれるものです。
00:03:46	FSC-J 三柴	そして最後に遺伝子組み換え樹木が結えられている森林からの木材となります。
00:03:52	FSC-J 三柴	これらの許容しない供給源には由来しないということがリスク、リスクを評価して検証された木材が管理木材とされ、FSC ミックスに投入されることが許されています。
00:04:10	FSC-J 三柴	一般に出回っている FSC ラベル 3 種類ございますが、FSC100%リサイクルミックスの中で、ミックスはその名の通り、様々な原材料が混ざっているものです。
00:04:24	FSC-J 三柴	この中には FSC 認証由来の原材料つまり FC100%の原材料、そして回収原材料、再生資源ですね。
00:04:33	FSC-J 三柴	ポストコンシューマー、プレコンシューマーございますが、そして一番低いカテゴリーとして FSC 管理木材というものが使われております。
00:04:46	FSC-J 三柴	管理木材のナショナルリスクアセスメントに関しては、これまでの経緯がございまして、こちらはそれをまとめたものになります。
00:05:00	FSC-J 三柴	一番最初は 1997 年の管理木材という概念の導入からになるんですが、そこの一一番最初の部分を省かせていただいて、日本において、ナショナルリスクアセスメントが最初に承認されたのは 2014 年。
00:05:16	FSC-J 三柴	その後、FSC ナショナルリスクアセスメントの策定と承認というものが発行いたしまして、それに基づいて、急いで改めて評価されたのが旧 CNRA にな

		ります。それが 2015 年になります。
00:05:34	FSC-J 三柴	そして 2018 年には、この CNRA をやり直すような形で、現行のナショナルリスクアセスメントが行われ、それが承認されました。これが現行のものになります。
00:05:48	FSC-J 三柴	CNRA と NRA の何が違うかといいますと、CNRA は本部主導、セントラライズドという名の通り本部が主導してコンサルタントを雇い、新作成する形になります。
00:06:05	FSC-J 三柴	一方で、ナショナルリスクアセスメントは各国で環境社会経済のバランスのとれたワーキンググループが組織され、
00:06:14	FSC-J 三柴	そのワーキンググループが中心となってプロセスを進めるものです。そして最終的に、環境社会経済のバランスのとれた意思決定により承認された。
00:06:30	FSC-J 三柴	ですので CNRA は、NRA より低い位置付けとなり、CNRA よりも NRA が常に優先されるということになります。
00:06:41	FSC-J 三柴	さて、2018 年に現行の NRA が承認された後、2019 年には FSC ミックス製品と管理木材に関する戦略というものが発表されました。
00:06:54	FSC-J 三柴	これはですね、このときに限らず、管理木材というのは、その概念が導入されてから現在に至るまで、常に議論の的となってきたものです。
00:07:05	FSC-J 三柴	なぜかと言いますと、やはり FSC の中でも最低限最低の位置づけで、最低限の要求事項を定義するものとして、そして非認証材が FSC に入ってくるその入口となるもので、非常にリスクが高いということで、これまでその存在意義、存在自体から、そのプロセスに至るまで、かなり議論されてきました。
00:07:35	FSC-J 三柴	2018 年に大きなコンサルテーション、調査が行われまして、それがまとめられたのが 2019 年の管理木材に関する戦略になりまして、ここで管理木材強化の方向性が示されました。
00:07:51	FSC-J 三柴	それに従って、FSFSC 本部の方で管理木材の新たなプロセスやその要求事項が直され見直されていたんですが、そこで出てきたのが EUDR という新たな要素です。
00:08:08	FSC-J 三柴	EUDR が出てくるということで、こちらと整合させるために、その EUDR がある程度固まるのを待つような形で、2024 年にリスクアセスメントの枠組みという文書が発行されました。
00:08:26	FSC-J 三柴	これは FSC の管理木材と EUDR を整合させたものになります。
00:08:36	FSC-J 三柴	そして EUDR の要求事項にも適合するリスクアセスメントを各国で策定するというプロセスが始められまして、元々 2024 年に予定されていた元々の EUDR 施行期限に間に合わせるために、各国でリスクアセスメントの作成、策定が急ピッチで開始されたわけです。
00:09:02	FSC-J 三柴	その中で日本は各国の優先順位付けで第二グループになりまして、2025 年末までの策定を目指すということになりました。
00:09:14	FSC-J	そのプロセスは既にもうかなり遅れているんですが、こうした中で FSC は

	三柴	日本では 2025 年に CNRA が開始され、コンサルタントが決定し、素案を作成しているというところになります。
00:09:41	FSC-J 三柴	コンサルタントは公募されて、そして落札されたのが、 Preferred by Nature という団体になります。
00:09:52	FSC-J 三柴	Preferred by Nature は、FSC の認証機関でもあります、一方で、 EUDR の前身である EUTR の最初に認定されたモニタリング機関でもございまして、違法性を検証する独自の認証システムなども展開されているということで、そちらの方での立場もございます。
00:10:29	FSC-J 三柴	CNRA の策定プロセスですが、コンサルタントの選定契約締結から始まりコンサルタントが第 1 草案を作成する。そしてそれを本部がレビューする。そのレビューをコンサルタントが反映される反映するというプロセスがとられました。
00:10:52	FSC-J 三柴	段階的なプロセスになっておりますが実際はこのレビューとそのレビューの反映が行ったり来たりずっとキャッチボールのように続いておりまして、それが何ヶ月も行われまして、ついに本部で認められた第 1 草案ということで現在パブリックコンサルテーションにかけられております。
00:11:16	FSC-J 三柴	この後は、集められた意見、皆様からの意見を分析して反映するというプロセスがございまして最終草案が作成され、そのレビューが行われて、それが本部によって承認され、完成するということになります。
00:11:37	FSC-J 三柴	この CNRA でご注意いただきたい主な点として、これまでの NRA と多少用語が変わっています。
00:11:46	FSC-J 三柴	これまでの NRA では低リスクと呼んでいたものが、現在の CNRA では EUDR とその用語を合わせ、無視できるリスク、 negligible risk いう呼び名になっております。
00:12:03	FSC-J 三柴	一方で、特定リスクという言葉は、無視できないリスク、 non-negligible risk という言葉になっております。
00:12:12	FSC-J 三柴	そして評価指標も以前の 33 指標から 64 指標に約倍増しております。
00:12:23	FSC-J 三柴	これは単純に指標が増えたというよりも、より細かくなったり、細分化された指標が多いことがあります。
00:12:37	FSC-J 三柴	そしてその位置について、これまでの NRA では、それは FSC のシステム内のみで使われるものでした。
00:12:46	FSC-J 三柴	管理木材調達のみに使われる文書だったのですが、今後は管理木材調達というだけではなくて外部の FSC 認証を持っていない事業体が EUDR 対応に使うことができるリスクアセスメントとしても機能することになります。
00:13:07	FSC-J 三柴	ただしその使用に関してはもちろん完全に任意でして、決して EUDR のオフィシャルなものではないのでないので、より安全側に立って、厳格なものを使用したいという事業者がお使いいただけます。
00:13:27	FSC-J	そして現在の草案ですが、ご覧いただいた皆様はおわかりかと思うんです

	三柴	が、かなりの無視できないリスクが出ております。
00:13:39	FSC-J 三柴	かなり驚かれた方も多いかと思いますが、現在の草案は、まだリスクが洗い出されて棚卸された段階です。そして無視できないリスクとなっているのは、決してもう完成版でこうなるということではありません。
00:13:58	FSC-J 三柴	リスクの洗い出しで議論の俎上に上がったもの、皆様にご議論いただきたいというものが無視できないリスクとして挙げられております。
00:14:13	FSC-J 三柴	ですので一旦この挙げられたリスクを議論いただいて、その評価については、コンサルテーションでの意見協議、更なる情報収集に基づいて決定されます。
00:14:28	FSC-J 三柴	ですのでまだ変更の可能性は大いにございます。
00:14:36	FSC-J 三柴	パブリックコンサルテーションに先立ちいくつかのインタビューや業界等の意見交換も行っているんですが、そちらでいただいたご意見はまだ反映できておりません。
00:14:52	FSC-J 三柴	ですので既に意見を提出したのに、まだ反映できていないじゃないかという反応も当然おありかと思うのですが、これはまだその段階には至っていない草案ということでご理解いただければと思います。
00:15:10	FSC-J 三柴	また議論いただきたい点についてリスク判定と、そのリスク判定に至った根拠、その正当性、
00:15:19	FSC-J 三柴	またそれに無視できないリスクとされているものについてリスク低減措置も提案されておりますので、それが現実的に可能かどうか、あるいはもっと良いリスク低減措置があればそういったものもご提案いただきたいと思います。
00:15:40	FSC-J 三柴	また、これまでのコンサルテーションインタビューなどで、そもそもなぜこのプロセスが行われているのかなぜ NRA ではなくて CNRA なのか、あるいは、なぜこのようなまだかなり粗削りの粗い草案が出されるに至っているのかという
00:16:01	FSC-J 三柴	疑問や疑惑をかなりいただいているのですが、公聴会の時間も限られていますので、そちらの方の議論をしていては、時間がかなり限られてしまいます。
00:16:16	FSC-J 三柴	ですので、可能であれば現在の草案をどのように修正・改善するか、そしてその根拠となる情報もお持ちであればぜひご共有いただきたいということで、現在の草案を改善するための建設的な意見交換ができればと考えております。
00:16:41	FSC-J 三柴	ちなみにご参考までにこちらは旧管理木材リスクアセスメントですが、現在の日本のナショナルリスクアセスメントでは、基本的に全て低リスク、
00:16:55	FSC-J 三柴	ただし、先住民族の権利や伝統的民族の権利について、北海道のみ アイヌ民族の権利について確証がとれないために、特定リスクということになっております。

00:17:10	FSC-J 三柴	ご覧いただけもございます。新しいリスクアセスメントも全世界で行われておりますが、こういったものが参考になるかと思います。るよう、国によつては特定リスクがかなり多いところ
00:17:34	FSC-J 三柴	この CNR 日本だけではなく当然他の国でも行われております、その状況と いうのは、このこちらの FSC Connect の中で、
00:17:49	FSC-J 三柴	FSC Country Requirement というページがございましてこちらでご覧いただけます。
00:17:56	FSC-J 三柴	そして最終的にこの CNRA が承認され完成した暁にはこの FSC リスクハブ というものに発表される予定です。
00:18:09	FSC-J 三柴	現在この FSC リスクハブに乗せられている完成した CNRA はまだ 2 つのみ ということになっております。
00:18:19	FSC-J 三柴	オーストリア、ルーマニアの 2 カ国なんですが、今後プロセスが進むにつれて この情報が増えしていくということになります。
00:18:32	FSC-J 三柴	以上が私からの説明になります。
00:18:39	FSC-J 三柴	続きましては草案作成を担当されているコンサルタントの方から内容について説明させていただければと思います。
00:18:52	FSC-J 三柴	この CNRA を担当されているのは Preferred by Nature という機関で、そちらの小林さんと、その Preferred by Nature からさらに委託を受けている FoE ジャパンの三柴さんにお願いいたします。よろしくお願ひいたします。
00:19:27	PbN 小林	はい。ありがとうございます。 では私どもの方からリスクアセスメントの第 1 ドラフトに関してご説明させていただきます。改めまして Preferred by Nature の小林と申しますどうぞよろしくお願ひいたします。
00:19:47	PbN 小林	では私の方からまず少し FSC ジャパンの FSC-J 三柴様のご説明と重複の部分もございますが少し全体像や本日の目的に関して、まず触れさせていただいてその後、テクニカルなところを FoE ジャパンの三柴淳一様に説明いただいて、
00:20:11	PbN 小林	現在の第 1 ドラフトの説明の方を進めていければと思いますどうぞよろしくお願ひいたします。
00:20:25	PbN 小林	重複になりますが、本日ご説明させていただくのは、日本の FSC リスクアセスメントの第 1 ドラフトとなります。現在 Web サイトでも公開されている通り、パブリックコンサルテーションの期間を設けております。公式には 2 月 6 日までという形になっておりますが、この後、またいただいた意見や新たな情報、データをもとにして、
00:20:51	PbN 小林	一度内容を修正するプロセスがその後ございます。いただいた情報やご意見をもとにして現在のリスクアセスメントに関して内容を再検討し、ブラッシュアップしていければと考えております。
00:21:12	PbN 小	現在全体で 64 ある指標のうちの 10 いくつを無視できないリスクと判定して

	林	おります。こちらは内容の大なり小なりというのがあるかと思うんですが現状で日本という国を見たときに、
00:21:33	PbN 小林	あり得る、想定できるものを、現在の第1ドラフトとして無視できないリスクと判定しております。今後様々な今回の場もそうですし、常に
00:21:51	PbN 小林	意見に関してはオープンに募集してある形となっておりますのでこのプロセスを通じて様々なご意見や、またはそのリスク判定に係る様々な根拠データ、事例等を集めましてこの内容についてブラッシュアップしていかなければと思っております。
00:22:14	PbN 小林	このような形で様々な視点を通して、内容をより良くしていかなければと思っております。私どもの方では基本的に公開されている情報や、またエキスパートコンサルテーション、研究業績等を参考しながら現在の第1ドラフト等を作成しております。
00:22:36	PbN 小林	ただ、アクセスできる情報や内容に関しては一定の期間での成果物になりますので、限界があり、それをさらに上に高めていくためにも、他の様々なリスク判定を考える上での、有効となる状況やデータに関して、この期間に収集を継続することができればと思っております。
00:23:03	PbN 小林	どの判断・指標であっても基本的に意見に関しては広く募集しておりますが、私どもの方でも各指標の中でさらにここの部分はきちんと情報をえて、きちんと根拠だったりを固めておいた方がいいという部分に関して
00:23:27	PbN 小林	私どもの方からコンサルテーション質問という形で、特に積極的に私達の側から情報・意見を募集するような質問というのを設定しております。
00:24:22	PbN 小林	今映しているのは、FSC JAPAN の Web サイトでパブリックコンサルテーションが開始されましたというアナウンスのウェブサイトがあるかと思うんですが、そちらからダウンロードいただける資料となっております。
00:24:42	PbN 小林	こちらの中には、そのリスク判定に関してその根拠ですとか、その記述があるんですが、さらにこの内容に関して、同意する同意しないですか、もしくは反対意見やご提案であったり、
00:25:01	PbN 小林	あと加えてこちらの例えばこちらは指標 42 の先住民に関する部分ですが、AI の政策推進法に関する事例ですか、そういうものに関して、
00:25:16	PbN 小林	少し追加でさらに情報を集めて、リスク判定の根拠をしっかりと強固にしたいというところがございまして、私どもの方からコンサルテーション質問を設定しているところ等ございます。
00:25:31	PbN 小林	こちらに関しても、もしあ時間ですか、根拠となるような事例や情報等をお持ちでしたら、ぜひ積極的にご提供いただけますと幸いです。
00:25:52	PbN 小林	加えて三柴さんの方からもお話をしましたが無視できないリスクとなったところのリスク軽減措置に関してですが、こちらに関しても、その内容に関して有効かどうか、
00:26:09	PbN 小	リスク軽減措置の設定のところの基準というものもございまして、それはそ

	林	の内容が有効かどうかですか、あとリスクの大きさや性質に対して十分な内容になってるかどうか、または過剰な内容になってしまってないかというような観点での確認が必要であったりですとか、
00:26:32	PbN 小林	あとは実現可能性がどうなのかといった視点での リスク軽減措置の再検討というのが必要となっておりますので、リスク軽減措置に関しても内容をご覧いただいて、ご意見等ございましたらいただければと思っております。
00:26:53	PbN 小林	では、私の方からの現状ですか、今回の趣旨や大枠に関しての補足説明は以上となります。
00:27:04	PbN 小林	そうしましたら、三柴さんの方からテクニカル部分に関して説明をお願いできればと思います。はい。ありがとうございます。
00:27:19	FoE 三柴	先ほどご紹介いただきました Preferred by Nature から業務委託をいただくという形で本 CNRA に関わらせていただいております FoE ジャパンの三柴と申します。
00:27:35	FoE 三柴	今回の 64 の指標につきまして、全体的にこんな構成になっています。無視できないリスクとして、暫定的に今評価しているものがこのようなものですということで大体 3、40 分くらい少し時間いただきましてご説明差し上げたいと思っております。
00:28:06	FoE 三柴	共有見えてますでしょうか？
00:28:25	FoE 三柴	最初にもう既に冒頭の 2 人から触れていただきましたが、2018 年の前回の NRA ではカテゴリーが 5 つ、そして指標が 33 という構成で、当時は specified risk という表現で北海道のアイヌ関係で 2 つリスクありとされてました。
00:28:52	FoE 三柴	今回の CNRA では、カテゴリーが 12 になります。指標は 64 です。これまでの指標が細分化されて細かくなつたとご理解いただくのがいいのかなと思っております。現状では様々やり取りをしながら評価をして見て暫定的に 16 を無視できないし、リスクと評価しております。
00:29:27	FoE 三柴	まずベースとしましては、日本全体を 8 区分、林野庁が全国 6 ブロックと分けている事例がよくありますが、その 6 ブロックをベースとして北海道と沖縄をそれぞれ独立させたとご理解ください。この 8 区分で、軸部分を分けて、もう一つ原材料の由来としてソースタイプとなってますが、
00:29:58	FoE 三柴	国有林と民有林の中でも公有林と私有林、そして私有林に関しては、森林経営計画があるものとないものと分けました。この分け方に関しましても現状、現在ご意見を求めているところですので、
00:30:17	FoE 三柴	適切な形のご意見がもしございましたらぜひいただければと思っております。
00:30:26	FoE 三柴	ここからは 12 のカテゴリーごとにそれぞれざつと説明をしていきたいと思います。
00:30:36	FoE 三柴	各論に入るとちょっと時間が足りなくなっちゃいますのでご質問いただく形で各論に深め議論を深めていくような手続きができればいいなと思っている

		次第です。最初のカテゴリーとして土地利用と管理というカテゴリーがございまして指標が五つです。そのうちの4番目をリスクありといたしました。
00:30:58	FoE 三柴	これは誤伐・無断伐採の盗伐とも呼んでおりますが、そのリスクを考慮したものです。
00:31:15	FoE 三柴	ただ、対象として、先ほど冒頭申し上げた通り国有林公有林そして私有林の分け方でいくと、これはまずは計画のあるなしは問わず私有林
00:31:30	FoE 三柴	に対して、このリスクがあると評価しております。全国規模では地域を絞るか絞らないかという線の選択肢がまだございますが、一旦全国ということで皆様にご意見を伺ってみようという段階が現状です。
00:31:50	FoE 三柴	ですからリスクに対して全く反対ですというご意見もあれば地域限定してくださいというご意見もあるかと思いますので、様々いただければと思っております。
00:32:04	FoE 三柴	次に税と使用料との支払いに関する指標が四つあります。その内法人税の支払いに関する法的要件等々という指標を、リスクありとしております。
00:32:22	FoE 三柴	これは先ほどの指標4に関連しております、指標4で地域的に盗伐の事例がある実態を見てみると、
00:32:37	FoE 三柴	口頭契約で紙にしない契約の盗伐事例のケースが極めて多いので、それが税支払いに反映していないだろうというリスクを一旦リスクありにしてみようということです。
00:32:57	FoE 三柴	次の三つの指標は汚職腐敗、それと文書データ改ざんのカテゴリーです。データ改ざんといいますと林業分野とは関係ありませんけれど、財務省の方が命を絶ってまでというそういう事件がありました。皆様のご記憶にも新しいかと思いますが、そういったデータや書類の改ざんが起こらないという12の指標を
00:33:27	FoE 三柴	これも結局は指標4に関連しているところなんですが、実際の盗伐事例では伐採造林届一そのときには造林届個別でしたね一伐採届に偽造があり、有印私文書偽造で有罪判決も受けてるケースがありますのでこれも関連してということで今リスクありと判断したところです。
00:33:58	FoE 三柴	はい。次は管理活動と環境保護のカテゴリーで、これは多くの指標が含まれております。13から21が対象になっておりまして、全体的に見ていただきますと森林経営森林管理、伐採活動を含めて指標になっております。また生物多様性の保全とか、ワシントン条約等々含まれており、
00:34:32	FoE 三柴	また、指標20などは前のNRAからすると、水資源をどういうふうに保護しているのか、水資源生物多様性管理活動というのが完全に細分化されて指標になっているところが、比較していただくとおわかりになるのかなと思います。
00:34:55	FoE 三柴	ここでは13と14と15、そして21についてリスクという評価を一旦しております。13は主に再造林未済の課題というか、問題をリスクとして捉えたものです。

00:35:14	FoE 三柴	14 は森林作業道、一般作業道とおっしゃるのかなとは思うんですが、その作業道の不適切な敷設によって、
00:35:29	FoE 三柴	集中豪雨等が発生してしまうと土砂災害などの二次災害を誘引するリスクがあるであろうというような視点で、この 14 と 15 はほぼリンクをしている 13 も含めて関連しているということで
00:35:50	FoE 三柴	リスクありとしております。21 に関しましては、土壤への影響ということなんですが、現状はその対象が国有林・公有林を除いて、主に私有林がリスクが起こり発生する可能性があるという判断をしております。
00:36:17	FoE 三柴	繰り返しますが、指標の 13 に関連しております皆伐して再造林未済のケース、そしてそこに不適切な森林作業道が敷設されそこに何かしら集中豪雨なんかが起こってしまうと、土壤への影響も
00:36:43	FoE 三柴	無視できないであろうというロジックでここはリスクありという non-negligible risk という暫定的な評価でこういう形にしております。
00:37:00	FoE 三柴	次は安全衛生です。三つの指標がございまして、労働安全衛生のところですね。
00:37:11	FoE 三柴	こちら懸念した点としましては、1 人親方の方々が保険に加入しておらず、労災の対象から漏れてしまうと、指標 22 に関しましては、原発事故からだいぶ時間は経ちましたが、まだまだ地域的には放射線被ばくのリスクも
00:37:38	FoE 三柴	懸念されている事例もニュース等々もあり、ここは少し様々なご意見を伺ってみたいということで、negligible risk としております。23 は、個人用保護具 PPE ですね。未使用のケースもまだまだ散見されるという
00:38:01	FoE 三柴	情報もあったりするので 22 と若干関連しておりますが、1 人親方方々をどのようにケアするかというところで、ハイリスクと見るか無視するかというのをご意見を賜ればと思っている次第です。
00:38:21	FoE 三柴	次に、次のカテゴリーは、労働者の権利のところです。ご覧の通り 25 から 41、労働・人権のところは昨今の流れを受けて細かく規定しております。
00:38:40	FoE 三柴	構成として、主に法律が整備されているか、そしてその運用が適切になっているかという 2 段階になっている指標が多くなっております。また中核的労働要求事項という ILO で指定されたものが今は FSC でも取り入れておりますので、ここが重点的に強化されていると理解できます。
00:39:09	FoE 三柴	この点に関しましては 36、40、41 の三つの指標を、現状の negligible risk と評価しております。36 は労働時間に関する点です。そして 40、41 はジェンダー平等ですね。
00:39:36	FoE 三柴	法的要件がそもそも国に適切に整備されているのか否かという視点と、41 についてはその運用がどうかという評価になっております。
00:39:50	FoE 三柴	次は 42 から 48、これは従来の EUTR にもあった第三者の権利を改めて整理をしているところです。
00:40:09	FoE 三柴	この 43 と 48 に関しては 2018 年の NRA でも Specified risk、リスクありと指定していたところですが、これは継続して non-negligible risk と評価して

		おります。
00:40:26	FoE 三柴	細かく書いてあるのですが、全てのソースの場合、あとは北海道の場合これは前回の 2018 年の NRA も北海道に限定したリスクとして評価しておりましたし、
00:40:45	FoE 三柴	今回も同じように先ほど 6 ブロックを参考にした 8 地域と申し上げましたが、そのうちの北海道をリスクのエリアとしております。
00:40:59	FoE 三柴	次は貿易と輸送の指標です。こちら 49 から 53 までございまして、この五つの指標に関しては全て無視できるリスクと評価をしております。
00:41:17	FoE 三柴	ただしこれに関しても何かもしご懸念とかお気づきの点がございましたらぜひご意見を賜ればと思っている次第です。
00:41:29	FoE 三柴	次にデューデリジェンスですね。欧州で言うと DD、アメリカでいうとデューケアということになりますがそれが指標で独立しておりまして、54 がそういうことになっております。日本には皆様ご存知の通り 2017 年よりクリーンウッド法が施行され、
00:42:05	FoE 三柴	2025 年の 4 月より改正されて施行されておりますが、また指標 4 に若干関連するところではありますが指標 54 のリスクを果たしてクリーンウッド法が
00:42:18	FoE 三柴	経営計画のない私有林に対して、予防効果を発揮するのか否かという観点で少し懸念があります、一旦リスクあり non-negligible risk として評価をして皆様からご意見をいただければと思ったところです。
00:42:44	FoE 三柴	次に森林の用途転換と減少いわゆるコンバージョンと deforestation, degradation というところです。
00:42:57	FoE 三柴	Degradation と deforestation は EUDR の新たな要求のど真ん中というところです。この指標は特別なところがありして、ここに関しては、今回、FSC 本部より
00:43:17	FoE 三柴	デフォルトで non-negligible risk として検討をしてくださいというガイドラインが手順書に出ておりまして、もし non-negligible risk を覆すだけの根拠があれば、それはリスクなし、negligible risk でいいよという手順になっております。この三つの指標に限定されての話ですが。
00:43:45	FoE 三柴	55 と 57 に関しては、そのリスクはないであろうということで無視できるリスク、negligible risk しておりますが、56 に関しては、
00:44:01	FoE 三柴	近年というか昨今ですけれど、太陽光発電施設への転換リスクということで千葉県であったり北海道であったりという報道も割と多めにされているところで
00:44:16	FoE 三柴	この件に関しては限定的だろう、地域限定の極めて小さな話だというご意見も既にいただいているのですが、
00:44:32	FoE 三柴	non-negligible risk とするにはまだまだちょっと根拠が足りないところがありまして、そうしたご意見を賜ればと思っている次第です。
00:44:43	FoE 三柴	次に高い保護価値いわゆる conservation value のところですね。58 から 63 までちょうど 6 指標ございます。これは HCV の 1 から 6、ちょうど 1 から 6

		に対応するようになっております。ご覧の通り HCV1、2、3、4 とあります が、それぞれ指標が立ております。
00:45:14	FoE 三柴	それに関して現状は無視できるリスクであろうというところで ご提示してい るところです。
00:45:26	FoE 三柴	最後になりますが、最後の 64、GMO ですね。これに関しては従来通り無視 できるリスクとしております。
00:45:41	FoE 三柴	極めて簡単ではございますが全体の 64 指標の内容と無視できないリスクが どこにあるのかというのを一旦ご説明した次第です。
00:45:59	FoE 三柴	ありがとうございます。
00:46:08	FSC-J 三柴	どうもありがとうございます。それでは次の意見交換に移らせていただくと いうことでよろしいでしょうか？
00:46:20	FSC-J 三柴	
00:46:28	FSC-J 三柴	既にいくつかご意見、ご質問をチャットボックスにていただいております でそちらの方から議論に入らせていただきたいと思います。
00:46:36	FSC-J 三柴	まず策定プロセスについてご質問をいただいております。
00:46:42	FSC-J 三柴	「Preferred by Nature の活動履歴は 22 年間と短く、草案策定期間は事実上 3 ヶ月であることは、第 1 草案策定期間として十分か」というご質問なん ですが
00:46:54	FSC-J 三柴	この CNR プロセス、かなり乱暴なプロセスで、拙速、かなり急ぎで短期間に 作り上げようということで、どうしても煩雑にならざるを得ない部分は承知 しております。ただ、それに関して、FSC ジャパンとして特に 意見が言え るものではないということをご承知いただければと思います。
00:47:27	FSC-J 三柴	この CNRA というのは、NRA のプロセス、ナショナルリスクアセスメント の枠組みが改定されてそれに基づいたアセスメントを各国で短期間に整えな くてはならないということが前提になっておりますので、
00:47:47	FSC-J 三柴	様々な国でそれを完成させるためにあまり丁寧なプロセスにはなっておりま せん。丁寧なプロセスを選択するとどうしても時間がかかるてしまうとい うことで、EUDR に間に合わないということですので、本部の方針として CNRA は短期間で、各国 1 年 ほどが期限となっております。
00:48:17	FSC-J 三柴	ですので草案策定期間が数ヶ月、3 ヶ月ではなく 3 ヶ月以上はかかるの ですが、決して十分な期間であるとは私どもも思っておりません。
00:48:32	FSC-J 三柴	しかしそれに対して抗議をして、それが延長できるかというとそれも難しい という状況です。
00:48:41	FSC-J 三柴	あと Preferred by Nature の活動履歴については、Preferred by Nature さん 最近名前を変えてこの名前になったのですが、以前は NEPCON という名前 で活動されていました。
00:48:54	FSC-J	この NEPCON さんは、前回 2015 年の CNRA もやはり本部がコンサルタン

	三柴	トを雇って草案を作成するという形をとっておりますが、その際に、雇ったコンサルタントの中に含まれております。
00:49:16	FSC-J 三柴	その際は管理木材のカテゴリーごとに3団体のコンサルに分けて、草案を策定するということになりますと、カテゴリー1は日本人の専門家、
00:49:36	FSC-J 三柴	カテゴリー2、3は欧州の専門家、4、5はNEPCONと、カテゴリーは別だったかもしれませんとそういうように分担されていました。その際も、NEPCONさんは
00:49:51	FSC-J 三柴	草案を担当しています。あと Preferred by Natureさんは日本だけではなくて、他の国でも、このCNRAのコンサルタントとして、他国でもこの作業を落札されていますので、
00:50:06	FSC-J 三柴	そちらでの経験もあるということで各国の整合性を保つという上でも、適当かと思います。
00:50:19	FSC-J 三柴	以上が最初の質問に対するお答えになります。
00:50:25	FSC-J 三柴	次の質問なんですが、「実際の草案策定はFoE職員の三柴氏に委託されたが、Preferred by Nature選定時点で三柴氏の草案起稿は確認済みであったか」というご質問なんですが、はい、これは確認済みでした。
00:50:34	FSC-J 三柴	プロセスとして、CNRAの公募が行われて、それにそれを入札されたのがPreferred by Natureさん1社だけだったのですが
00:50:54	FSC-J 三柴	その際の入札書類にプロポーザルが含まれておりますと、そのプロポーザルの中で実際に草案策定を担当する人というのが特定されております。その中でFoEジャパンの三柴氏に再委託するということは決定済みで、そのプロポーザルにも含まれております。
00:51:17	FSC-J 三柴	次ですね。「パブリックコンサルテーション草案は、第一草案としてFSCジャパンによるフィードバックは済み(表中△)となっているが、FSCジャパンとしても第一草案として妥当との考え方か。FSC理事会も承知事項か」いうご質問ですが、
00:51:40	FSC-J 三柴	先ほどの表で三角となっていたのが一体どういう意味かと疑問を持たれた方も多いと思います。
00:51:47	FSC-J 三柴	これは、第1草案を作成するかなり早い段階で共有されてそれにフィードバックをさせていただいたことがございます。ただそれは昨年9月頃でそれからまた
00:52:03	FSC-J 三柴	コンサルタントと本部との間で何度も何度も推敲が重ねられておりますので、その時点からはかなり変わっております。
00:52:15	FSC-J 三柴	FSCジャパン理事会も承知事項かという点ですが、第1草案案が発表される時点で細かい内容までは共有できておりません。
00:52:31	FSC-J 三柴	定期的な理事会でCNRAの草案作成が始まったこと、そして、どういった問題が問題視されているかということについては共有を行っておりますが、細かい議論や最終的に

00:52:49	FSC-J 三柴	無視できないリスクとして何が上がったか、そういったところまでは共有できておりません。
00:52:58	FSC-J 三柴	次のご回答にいきたいと思います。
00:53:03	FSC-J 三柴	「パブリックコンサルテーション終了後、どれくらいの時間と体制でその内容について議論される予定ですか。またそれによって草案が修正された場合、再度パブコメ等が実施されるのか」というご回答なんですが
00:53:18	FSC-J 三柴	時間についてはコンサルのお2人、ご説明いただけますか。
00:53:28	PbN 小林	はい。承知しました。コメントの時間ですね。
00:53:40	PbN 小林	まずどのくらいの時間でというところですが、今回の一応のコンサルテーションの期間が2月6日までとなっております。その後そのコンサルテーション報告ですか、あとはそのコンサルテーションのときに受領した情報ですかご意見をもとに、
00:53:59	PbN 小林	リスク判定の根拠やリスク軽減措置の内容に関して再検討し、修正版第2ドラフトと呼ばれておりますが、第2草案の期限が3月中旬ぐらいの目途となっております。
00:54:20	PbN 小林	その後FSC本部からのフィードバックですか、
00:54:24	PbN 小林	当然ながらプロセスの中でFSC JAPAN様、事務局や理事会との意見交換や、
00:54:31	PbN 小林	やり取り等があるかと思うんですが、そのrough draftがそこでreviseされまして、4月5月ぐらいが最終かというような全体の流れとなっております。
00:54:58	PbN 小林	体制というのは具体的な意味が難しいですが、私の想定で答えますと、今ご説明したようなプロセスとその関係者が関わるというような体制で進むと理解しております。
00:55:07	FSC-J 三柴	私の方から少し補足させていただければと思います。皆様、かなり特定リスク、無視できないリスクが出てることでこれがどのように客観的に公正に評価されて完成に至るのかという点についてご心配のことだと思います。
00:55:29	FSC-J 三柴	今回のパブリックコンサルテーションは2月6日までとなっておりますが、集められたご意見はもちろんコンサルコンサルタントの方でも独自に草案を作成し、
00:55:46	FSC-J 三柴	反映するという作業を行うんですが、FSCジャパンの方でも理事会で揉ませていただきたいと思います。そしてそこで各指標について、どのような結論そしてその根拠が適切か、そういったことを話し合っていきたいと考えております。
00:56:05	FSC-J	再度パブコメ等が実施されるのかという点については、このCNRAはFSC

	三柴	リスクアセスメントの枠組みという文書で規定されておりまして、この文書によると CNRA の場合は、
00:56:21	FSC-J 三柴	パブリックコンサルテーションは一度のみということになっておりますので、再度、正式なパブリックコンサルテーションが行われる予定はございません。ただし、私どもも草案が最終的に皆様の納得にいける、実施可能なものになるということは大変重要なことだと思っておりますので、
00:56:47	FSC-J 三柴	全面的なパブリックコンサルテーションではないのですが主要なステークホルダーの方々にはまた意見交換の場を設けさせていただければと考えております。
00:57:04	FSC-J 三柴	今のご質問これでよろしいでしょうか？それでは次のご質問に行きたいと思います。
00:57:13	FSC-J 三柴	「無視できないリスクは増加していますが、無視できないと判断した基準全体の 0%が違反しているなどがあると思いますので、基準を教えてください」というご質問です。こちらいかがでしょうか？
00:57:29	FSC-J 三柴	小林様、三柴様お願ひいたします。
00:57:32	FoE 三柴	はい。これは私の方で 64 の指標が閾値を設けておりますのでその点を見ていただこうかと思います。ちょっと画面共有させてください。
00:57:51	FoE 三柴	あとリンクの方は後ほど。これが今お見せする資料で、この CNRA の手順書になっておりまして
00:58:08	FoE 三柴	こういったことでやってくださいということで公募がかかったときに公開された資料になっておりますが、
00:58:24	FoE 三柴	例えば指標 4、誤伐・無断伐採、盗伐というところの指標に関しましては三つの閾値が設けられております。英語になりますが大体おわかりになるかなとは思うのでそのつもりで進めさせていただきますが
00:58:42	FoE 三柴	具体的に何%とかという閾値は設けられておりません。例えば指標 4 ですと identified laws are not consistently upheld とかそういうような表現となっておりますので、
00:58:58	FoE 三柴	言ってみればやや曖昧な閾値ではあるということが申し上げられるかなと。
00:59:13	FoE 三柴	具体的に数値が入ってるのが先ほど申し上げました EUDR 向けに FSC が今回特に設けたところで、55、56、57 に関しては、数値が入っております。
00:59:35	FoE 三柴	例えばですね、これですね、56、現状の評価では太陽光パネルの件で少しリスクと申し上げましたが、そこに関してはこの 0.02 という数値が 64 の指標で唯一数値が入っています。
01:00:01	FoE 三柴	こうした数字をもとに足切りを決める、その判断するというのはこの 55, 56, 57 で、あとは少し科学的な根拠が必要になることはご指摘の通りなんですが、はっきり FSC の方でこうしなさいということは決まっていないというご回答をしておきます。
01:00:34	FoE 三柴	ご回答になつていれば幸いです。どうもありがとうございました。

01:00:44	FSC-J 三柴	さらにご質問等ございましたら、
01:00:49	FSC-J 三柴	適宜発言等も受け付けております。手を挙げてご発言いただくことも可能です。
01:00:59	FSC-J 三柴	それでは次の質問に行きたいと思います。
01:01:03	FSC-J 三柴	「8区分の地方としたことについて、現行草案では、北海道と沖縄を除く6地域については実質的に差異のある評価がなされておらず、北海道沖縄それ以外の3区分は最低ラインとしては有効とも考えられました。
01:01:19	FSC-J 三柴	8区分とした意図を改めてご教示いただけますか。
01:01:23	FSC-J 三柴	例えば、FSCのルール上、5年を待たずにリスク評価が変更される仕組み(年次レビューや緊急改定)が存在するため、最初から区分を細かくしてリスクが顕在化した際に、広範囲が巻き添えにならないようにといった意図なんでしょうか」というご質問です。
01:01:45	FoE 三柴	ご質問ありがとうございます。私の方から回答します。まず選択肢として、FSC本部とやり取りをした中での選択肢としてあの表現なんですが、ガイドンスとしてこうしなさいああしなさいというのが唯一あるとすればISOに基づき、日本の場合は47都道府県に全て番号が振られています。1から47まで。
01:02:12	FoE 三柴	それに基づいてこのジオグラフィカルスケールをそれを考えなさいというのが基本的な手順です。それを各県でそんなに差がなければまるっと一つの国、ジャパンとかルーマニアとかというふうに判断していいよということをございました。
01:02:36	FoE 三柴	私の方で一旦提案させていただいたのはまず、アイヌの問題が北海道だけであることと考え、これをジャパンとrewritingしてしまうと、混乱を招いてしまうのでやはり北海道は別で考え、
01:02:59	FoE 三柴	沖縄も先住民族という正式な指定はございませんが、そういうご意見も根強くありますのでそこは分け、かつ他のブロックは各県ごとでそれほど違うかといえばそんなことはないとは思いますが、少なくとも誤伐・無断伐採・盗伐に関しては割と話題に出てくる名が挙がってくる件は限られておりで、
01:03:30	FoE 三柴	そういうところで絞り込める余地があるとすれば、各県がいいのか、林野庁さんに倣って6ブロックがいいのかというところを考えた上で、今回その8区分ということでご提案させていただいております。
01:03:53	FSC-J 三柴	どうもありがとうございます。すみません、この点について私からもちょっと確認させていただきたいんですが、例えば違法木材盗伐などの問題ではそれがかなり局地的な問題として挙がっているかと思います。
01:04:13	FSC-J	現在の草案では日本全国まとめてリスクとしなっているんですが、これを今

	三柴	後局地的なリスクと捉えて県あるいはその地域に限定のリスクにする場合、
01:04:32	FSC-J 三柴	例えば南九州のみに無視できないリスクなどとすることは、この区分を8区分に分けた時点で難しいですよね。
01:04:45	FSC-J 三柴	地区別に評価するとすればもうそれは九州全体が無視できないリスクとなってしまいますよね。そういう理解でよろしいですか。
01:04:55	FoE 三柴	はい、その点に関してはFSC本部からも提案をいただいているんですが、最初FSC本部からの提案は、日本の場合は各県のそんなに違いはないんじゃないのか、だからまるっとジャパンでいいじゃないかという提案をいただきました。まるっとJAPANで評価をして、例えばアイヌの問題に関して北海道だけにどうやって網をかけるんですかという点で
01:05:25	FoE 三柴	細かく説明をすればそれでいいだろうという提案をいただきました。ただ、私の方で気にしたのは全体まるっとジャパンで先住民族でリスクありになると、あまりご存知ない方が見たときにびっくりしちゃうのではないか、細かいところまで目を通していくだけのはどうかというのがちょっと不安でした。するとやっぱり分けておくべきなので。
01:06:02	FoE 三柴	九州に関してのご回答に関しては、場合によっては草案を修正するタイミングで九州だけはもう各県ごとに分けてしまうとか、ちょっといびつではあるんですがそういうやり方があると私は考えております。
01:06:11	FSC-J 三柴	どうもありがとうございました。
01:06:15	FSC-J 三柴	それではこの点についてはよろしいでしょうか？
01:06:19	FSC-J 三柴	では次のご意見、コメントに移らせていただきます。
01:06:25	FSC-J 三柴	「CNRAの手続きが乱暴なものであるのであれば、現行のワーキンググループも入り、十分な議論を行った NRA の判定を覆すのであれば、それなりに明確な根拠が示されるべきではないでしょうか」というご意見です。
01:06:41	FSC-J 三柴	はい。こちらはごもっともな意見です。ですので、きちんとした根拠が示せるよう、ぜひ皆様、情報をご提供いただければと思います。
01:06:59	FSC-J 三柴	そして様々な方の意見をいただいてそれが最終的にバランスよく反映できるように私達も努めておりますので、
01:07:13	FSC-J 三柴	この公聴会のみならず2月6日までになってしまうのですがぜひ、様々なご意見、情報を寄せなければと思います。三柴さん、小林さんこの点について何かご意見ございますか。
01:07:37	PbN 小林	その通りですというとあんまり積極的な感じもしないニュアンスになってしまいますがまさに三柴さんのおっしゃられた通り、
01:07:55	PbN 小林	合理的な納得のあるきちんと根拠に基づいたリスク判定を作っていかなければというふうに思っておりますので、ぜひ積極的にご協力いただけますと幸いで

		す。
01:08:06	FoE 三柴	はい。まさにお2人のおっしゃる通りです。ただ一応杓子定規な回答になりますが5年間で状況が変わったものがあるのかないのかという判断がまず一つ目に評価としてやらねばならないところです。
01:08:30	FoE 三柴	もちろん2018年のNRAはワーキンググループでしっかり揉んですごい時間をかけてというところは承知しておりますし、現在の評価結果というよりはあの全体的なスコープと記述に関しては、もう十分にNRA2018を参考にしております。
01:08:53	FoE 三柴	ですが、状況が変わったというところもありいくつかリスクとしてご意見を伺ってみようというところがあるとご理解をいただけるといいのではないかと思います。
01:09:10	FoE 三柴	ぜひご協力をいただければ幸いです。
01:09:14	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。今しがたあの5年間の変化とおっしゃったんですが現行のNRAは2018年に承認されたものではあるんですがかなりその承認の手続きでタイムラグが発生しておりますので
01:09:32	FSC-J 三柴	実際のあのワーキンググループの議論というのは2016年、17年に行われたものになります。ですので反映されているのはその当時の状況です。ですので、あの正確に言うのであれば、この10年の変化
01:09:48	FSC-J 三柴	ということになるかと思います。また、こちらのご意見の明確な根拠が示されるべきではないでしょうかというのは現在の草案できちんとした根拠が示されていないというご批判なのかと思われますが、では、どの点が根拠がないのか、そして、
01:10:09	FSC-J 三柴	それに代わる根拠となるものをぜひご共有いただければと思います。私どももこの草案が十分なもの、とても質の良いものだとは全く思っておりません。かなり荒削りな状態ですので、
01:10:27	FSC-J 三柴	とりあえず議論の俎上に上げたもの、リスクが見つかったもの、という認識です。
01:10:44	FSC-J 三柴	はい。次に、「EUDR 対応のために急ぎCNRA策定が必要とのご説明でしたが、EUDRの発行は延期となりましたので、より丁寧なプロセスで進行することが可能ではないでしょうか？その点について、本部との議論の状況を教えていただきたいです。」
01:11:01	FSC-J 三柴	というご質問なんですが、私どももプロセスのタイムラインが大変厳しいものであることについて本部と協議いたしまして、何とか少しでも伸ばしてほしいというの申し入れはしております。
01:11:23	FSC-J 三柴	その結果1週間ほど伸ばされたりはしているんですが、あまりその何ヶ月単位でとか、そういった延長は認められておりません。なぜかと言いますと、EDRの期限が延びてもそれは各国のCNRAにかける時間が延びたというよりもFSCと本部としては、
01:11:46	FSC-J	時間が稼げたのであれば、EUDRの施行期限までにより多くの国でこの

	三柴	CNRA が整えたいということで、各国での時間はおおむね 1 年ほどで、
01:12:07	FSC-J 三柴	より多くの国でこのプロセスを行うことに力を注ぐということだと思います。
01:12:20	FSC-J 三柴	次のご回答に行きたいと思います。
01:12:26	FSC-J 三柴	すみません。これまでのご意見・コメントに関してはこのプロセスに関するものが中心だったんですが、プロセスに関しては FSC 本部の方でコントロールされておりまして、私どもの方はもちろん説明責任を果たすという意味でご説明は尽くしていきたいとは考えておりますが、私達の方でできることは限られています。
01:12:59	FSC-J 三柴	目下この草案が本部により認められてパブリックコンサルテーションが出されている中で、皆様としてはとりあえずこの特定リスクにあまり共感できない、低リスクとしたいというところだと思いますので、それに関する建設的なご意見、あるいは情報提供をお願いできればと思います。
01:13:25	FSC-J 三柴	「上記ご回答に関連して、EUDRへの適合を目指す FC 本部の意図は理解できますが有利市場と直接関わりのない日本の大多数の認証取得者に対して、EUDR 水準の過剰な管理コスト、拙速なスケジュールでしていることは合理的ではないと考えています。
01:13:48	FSC-J 三柴	EUDR 対応が必要な企業向けには FSC Regulatory Module という任意オプションが用意されているはずであり、日本国内でのみ流通する木材に関しては、EUDR 基準を一律適用するのではなく、日本の法制度や実態に即した現実的なリスク評価とべきではないでしょうか？」
01:14:11	FSC-J 三柴	というご意見なんですが、もちろんこちらのご意見ももっともなご意見だと思いますが FSC はやはり国際的に統一されたシステムということですので国際的に一貫性のある基準を一律適用するという。ことをしております。
01:14:29	FSC-J 三柴	ですのでそのところはご理解いただければと思います。
01:14:46	FSC-J 三柴	次のご回答は、以前いただいた質問に関するものですね「CNRAとして 4 月または 5 月に完成（承認）とのご説明と理解しました。その後、規格として発効（審査現場での適用）が開始されるのはいつからになりますか？」というご回答です。
01:15:12	FSC-J 三柴	すみません。これはプロセス文書に規定されていますが、通常移行期間が設けられます。
01:15:34	FSC-J 三柴	しかしこれはまた後で確認させてください。
01:15:42	FSC-J 三柴	では次にいきたいと思います。
01:15:57	FSC-J 三柴	「リスク説明に CPI(腐敗スコア)が出てきますが、CNRA の承認済みのルーマニアは 100 点満点中 46 点、180 か国中 65 位と日本との比較で大きく下回

		ているが、違法伐採(指標4など)では Negligible となっている。FSC 本部の考え方として、今回の CNRA のリスク評価基準として CPI に対するガイダンスは有るのか。国毎のリスク評価水準が保たれているとの蓋然性が疑問である。」
01:16:22	FSC-J 三柴	というコメントです。これについてはコンサルタントのお2人、いかがでしょうか？
01:16:32	FoE 三柴	はいそうですねこの点で私の方からご回答差し上げますが、FSC 本部から CPI を参考にするようにというガイダンスで、
01:16:50	FoE 三柴	参考資料として提示されている中に CPI は含まれております。ですからそこを参考にしなさいということと理解しておりますが、それをどう判断するかという判断基準は特段、FSC 本部の主觀を示すものは提示されておりません。
01:17:10	FoE 三柴	まず、CPI を見るよういうレベルのガイダンスです。
01:17:22	PbN 小林	ご説明どうもありがとうございます。こういった指標等も当然ながら、情報、特に公開情報の一つとして大事な情報源の一つと認識しております。
01:17:51	PbN 小林	これはこのコメントいただいた方の関心のある指標、想定してある指標に対して、根拠がどのように見えるのかという部分だと思うでんすけども、似たようなもので指標の中にジェンダーという項目があります。
01:18:09	PbN 小林	日本のジェンダーに関して言うと基本的なこうした CPI 的な指標で、ジェンダーギャップ指数やジェンダー賃金格差ですか、総じて下から数えた方が早いという結果が出ています。
01:18:31	PbN 小林	そうした各指標を見るときのバランスや、指標間での判断の仕方の整合性など、そうしたところも FSC 本部の方からはリスク判定やその根拠の整理のときに、
01:18:44	PbN 小林	ガイダンスをいただいてるので、そういったところも含めて全体を見ながら検討していくべきだと思っております。直接的な回答ではないですが考えを共有させていただきました。以上です。
01:19:06	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。 はい。それでは次のご意見に行きたいと思います。
01:19:15	FSC-J 三柴	「全体論として、threshold として示された定性的な「状況」と併せて、定量的な閾値については決定的に重要であると考えます。あらゆる指標でリスクはゼロではない（ゼロである必要もない）わけですが、それを「無視できない」と判断するに当たっては、統計学的に有意な値（例：10%, 5%, 1%）など、客観的に説明可能かつ妥当な量的な閾値をせめて執筆者の手元で定めておく必要があるのではないか？」
01:19:52	FSC-J 三柴	そうでなければ、例えば日本で発生している状況が実は他国で無視できると判断される程度のものであっても、執筆者の主觀的・相対的な判断でいわば「自虐的に」厳しい判断を下すことがあれば、他国の本当はよりリスクの大きい CW が日本の国産材より優遇されるという不平等な事態が発生し得ま

		す。FSC-C/NRA は、個別企業の調達基準や、EU だけでなく豪州や韓国などの木材輸入規制においても合法性確認方法のガイドラインの作成に参照されていることから、このような事態が制度的に発生することが十分に予想されます。」 というご意見です。
01:20:46	FSC-J 三柴	はいこちらも大変おっしゃる通りですが、閾値を定量的に示す必要があるという点でコンサルのお2人いかがでしょうか？
01:21:04	FoE 三柴	はい。ご意見誠にありがとうございます。もっともな点かと思います。この点に関しましては具体的にその数値で表現できるように現在様々ご意見をいただきながら他の関係者の方々から情報を集めて
01:21:33	FoE 三柴	皆様にご納得いただく数字ができれば、場合によってはそのままリスクということにもなりますし、
01:21:50	FoE 三柴	それがなければ先ほど申し上げた事務局からあった通り、FSC 理事会で揉む過程で、どういう判断になるかというのは、まだまだわからないところもありますので、いただいたご意見をしっかり取り入れてちゃんと数字を作るという努力は現在しているところです。ご意見ありがとうございます。
01:22:10	PbN 小林	ご意見ありがとうございます。この辺りの、その閾値のところも後付けというよりは、事前に手元でというところで、
01:22:26	PbN 小林	客観的な公平な根拠に基づく議論という意味で非常に重要だと理解しております。
01:22:35	PbN 小林	FSC のリスクアセスメントの手順に従ってリスク評価を進めております。その際に各指標のリスク判定に関して閾値が設定されてますので、
01:22:50	PbN 小林	その閾値を超えるのか超えないのかというのが考えるべきことと認識します。三柴淳一さんの説明からもありましたが残念ながらこの具体的な数字というのはガイダンスの中には示されていないので
01:23:07	PbN 小林	ここでコメントいただいている通り、定性的なものと定量的なものと含めて検討するというところです。特に定量的なという部分に焦点が当たってますが、こちらに関して
01:23:25	PbN 小林	実際にどのぐらいでリスクがあると考えるが妥当かといったところは様々な観点で点検していかなければならないと思ってます。
01:23:41	PbN 小林	例えば5割程いってればまん延してると多くの人が思うかもしれませんし、0.00 であれば、多くの人があまりと思う、その間がどこなのか、1なのか5なのか10なのか、そこの部分の精査等等が必要と認識します。
01:23:59	PbN 小林	少しだけわからなかったのは、この閾値の設定が統計の有意検定の考え方とそのまま当たるのかどうかというのはちょっと統計の専門がバックグラウンドではないので、わかりかねます。
01:24:15	PbN 小林	あと社会科学、社会調査ですからその母数が正規分布してるかどうかもわからないですし、その辺りのところも含めてきちっと考えを整理していくればというふうに思ってます。私からは以上です。

01:24:38	FSC-J 三柴	おっしゃる通り、数字で示せるものについては客観的な証拠になりますのでどんどん盛り込んでいき本部と議論させていただきたいと思うんですが、64指標がある中で、全てそういった綺麗に数字で示せるものではない、適当なデータがないというのもございますので、そこはどうしても定性的にならざるを得ないというところです。
01:25:08	FSC-J 三柴	現在草案では盛り込まれていないが、こうしたデータがある、こうした数字が使える、そして今発表されているのはルーマニアとオーストリアだけですが、その国々では、
01:25:24	FSC-J 三柴	それに当たる数字はこうであるので日本では比較して同じ程度であるべき、同じ程度のリスク判定であるべきだろう、あるいは低リスクであるるべきなど、そういった議論ができれば客観的で大変強い主張になりますのでぜひそういったコメントや情報提供もお願いできれば幸いです
01:25:55	FSC-J 三柴	はい、では次のご意見いきたいと思います。
01:26:02	FSC-J 三柴	「具体的な閾値が設定されている指標 56において、「2021～2024 年の天然林の平均減少量 24,250 ha を用いると、天然林の年間減少率は 0.00151% で 0.02%を下回っている」と書いているにも関わらず Non-negligible とは世界的に同一の基準で評価されていると言えるのでしょうか?」というご指摘です。いかがでしょう。
01:26:36	FoE 三柴	はい。ご指摘ありがとうございます。
01:26:41	FoE 三柴	この指標に関しては申し上げた通り太陽光パネルの影響をどう見るかという点も含めておりまして、どのように説明するかというのと、どのようにステークホルダーの方々が捉えていらっしゃるのか、
01:27:08	FoE 三柴	一旦皆様にご意見を伺っているところです。ですのであの判断をどうするかというのはこのコンサルテーションを経て最終的に下していくことになると思うのですが、ご指摘の一つ、世界的に同一の基準で評価されていると言えるのか否かというところで、これは他の方々からもご指摘があり、その方横ぐしを刺すという表現をされていました。
01:27:40	FoE 三柴	つまり世界的に横串を刺して、同じような基準でちゃんと評価するというのがもっともあるという考えに基づいてのことだと思います。ご指摘はもっとかなとは思うんですが、各国事情を考えると、FSC 本部としても、
01:28:00	FoE 三柴	さすがにそこまで画一的に一つのラインでというのは無理なんだろうと捉えています。判断もそうですし、その各指標で何を問題視するか、何をどういうふうに捉えてフォーカスしてリスク評価をするかということについても、完全なガイドラインは、
01:28:25	FoE 三柴	もやっとした曖昧な形で、この指標ではこの辺を見ますよということはあるんですが、文書でこういうふうにしなさいというところまでは及んでいないところもあります。それはさすがに世界何か国というところで、線を引きにくいところがあるんだろうなというふうに理解をしております。

01:28:51	FoE 三柴	ですから、評価されていると言えるのか否かというとそうでないところも容認せざるを得ないという点はあるのかなと思います。
01:29:05	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。
01:29:09	FSC-J 三柴	では次のご質問にコメントにいきたいと思います。
01:29:16	FSC-J 三柴	「FPIC という緩和措置が案で記載されていますが、FPIC の対象はどなたになりますか？北海道在住のアイヌ系の方を探し出して、ご意見を伺う？北海道アイヌ協会にお話しを伺う？どのような緩和措置を想定しているのですか？FM の審査でも FPIC はディスカッションが付きません。アイヌ協会メンバーであっても、協会メンバー個人の意見は協会の意見と異なることもあります。そういう場合、どこまで FPIC をやればいいのでしょうか？」というご質問です。いかがですか。
01:30:04	PbN 小林	あまり私が回答者として適切かどうかわかりかねますが、こちらに関しては、FSC の方から FPIC に関するガイドラインが出ておりますので、それに基本的には準拠するというのが FSC スキームの中では妥当だというふうに理解しております。
01:30:32	PbN 小林	その中で FPIC の対象や、プロセスがどういう形なのかに関しても、定義されてると理解しておりますので、それに準拠させる、もしくは代替案というのがあるのであれば、それが合理的な理由で説明できるかどうかといった点が重要な部分になるのではないかというふうに思っております。
01:30:57	PbN 小林	あと一点、FPIC という言葉を出してくださっているので、少し関連付けて考えてみたいかと思うんですが、
01:31:13	PbN 小林	これは手順を設けることだというふうにも草案の中では想定してるんですが、そういった意味で事前にきちんと実施者が手順を定めておくことですかどういった場合にどういった対応がなされなければならないのかですか、場合によってはそのリスクベースも考えられますので、どこに閾値があるのかといったところもきちんと事前に徹底しておくというのが、
01:31:56	PbN 小林	直接関係がないかもしれません、主観的相対的な判断で逆に楽観的な判断ということにもなり得ますので、そういったところはきちんと手順であります。
01:32:12	PbN 小林	すみません。回答になってなかったら、ちさとさんの方から補足いただければと思いますが、よろしいでしょうか？
01:32:21	FSC-J 三柴	ご意見どうもありがとうございます。FPIC については非常に難しい問題なので、どこまでやるというのはなかなか難しいんですが、
01:32:38	FSC-J 三柴	一つこの CNRA において言えることは、CNRA の位置づけとして、やはり管理木材に関するリスクアセスメントですので、FM を上回ることはできません。さらに FSC の中の格付けとして、一番高いのが、FSC 100%で、今はそ

		の下に
01:33:02	FSC-J 三柴	CFM というカテゴリーがございます。Controlled Forest Management, 昔は Controlled Wood FM と言っていた森林レベルでの管理木材なんですがそれが今は管理木材の上に来ておりますので、
01:33:19	FSC-J 三柴	管理木材のリスクアセスメントの中でリスク低減措置を求めるとしても、どんなに厳しくしてもそれと同程度ということになるだろうと思います。それがある程度の目安になるのかなというところですね。
01:33:48	FSC-J 三柴	それでは次のコメントにいきたいと思います。
01:33:53	FSC-J 三柴	「緩和措置で「現場確認、伐採届、適合通知書、伐採計画書にされている区画/筆を適切に伐採したものか確認する」とあります。これは、例えば日本各地から集荷されてくるチップについて、全部の伐採地域に訪問して、伐採届け等と照合するということでしょうか？サンプリングは検討されないのでしょうか？」ということですが、こちらいかがでしょう。
01:34:36	FoE 三柴	はい。ご指摘ありがとうございます。緩和措置に関しては、何が正しくて何が足りないのかというところは、草案を作った方担当としても、なかなか悩ましいところでですので、現実的なところに落とし込んでいくためにご意見参考にさせていただきたいと思います。
01:35:03	FSC-J 三柴	はい。どうもありがとうございます。こちらのご指摘通り、リスク緩和措置でかなり細かい措置が提案されているのですが、実際に現場の方々にとってはここまでやるのはかなり難しいということはあるかと思います。
01:35:22	FSC-J 三柴	先ほども申し上げた通りこの管理木材に FSC の中の位置づけとして、FM を上回ることはできません。そして FM の中でも合法性についてはここまで細かくは要求されておりませんので、この部分は最終草案では今のままの書き方にはならないかと思っております。
01:36:01	FSC-J 三柴	はい、では次のコメントに移りたいと思います。
01:36:05	FSC-J 三柴	「誤盗伐問題については強い懸念を持っておりますが、ご参考までに、日本全国の民有林年間伐採面積が約 76,000 ha、一届出当たり平均面積≈0.5 ha として、年間届出件数が約 15 万件と推計した場合に（公的な統計データは一部の自治体単位など部分的にしか存在しない）、林野庁公表の年間の無断伐採相談件数が 70～100 件であるから、届出件数ベースの割合としては 0.046%～0.066% 程度に過ぎません。これは一般統計学的に逸脱値であり、有意とするにはあまりに程遠いものではないでしょうか。仮に一件当たりの平均届出面積の実態が数倍であっても、また発生件数が認知件数から百倍程度の乖離があったとしても、なおも有意な割合には及ばない程であり、またそもそもそれほどの乖離が存在するとは考えにくいものです。リスクは確かに存在しており、個社ごとの対応は望まれますが、それが FSC-NRA の文脈で「無視できないリスク」と判断するには（幸か不幸か）及ばないと考えま

		す。」というご指摘です。こちらいかがでしょうか？
01:37:39	FoE 三柴	ご意見ありがとうございます。その点に関しては、ただ先ほど小林さんからもあった通り閾値が3種類ございまして
01:38:00	FoE 三柴	その件数と、あともう一つはその実態の運用としてどうなのかというところも踏まえて、もう少しこちらでもしっかり検討して、ご回答を差し上げたいとは思っております。
01:38:18	FoE 三柴	ただし、ちゃんとご指摘にも書いてくださってるんですが、届け出は出ているけどその何百倍が伐採されているというのは実態としてございますので、
01:38:35	FoE 三柴	そのインパクトをどう捉えるかというのは、時間は限られていますけれど、FSC 理事会の皆様含めて、あともう一つコメントございましたが、九州の方々にもお話を聞く機会がございますのでお話を聞いてどうなってるのかというところを判断していきたいと思っている次第です。
01:39:07	FoE 三柴	それともう一つご指摘もいただいた通り、緩和措置の内容がまだ未熟で完全にいいところまで落ちついていないので、そこはもう少し現実的なところでよりご意見をいただいて、落ち着けていきたいなと思っています。ですから、仮に地域限定でリスクと判断した際も、確認の内容としては現実なところに落ちつけばいいんじゃないかというような考えは、今もっているところです。以上です。
01:39:48	FSC-J 三柴	はい。今いただいたご指摘のように数字に基づいた客観的な証拠に基づいた議論は大変助かりますので、どうもありがとうございます。こうした情報も使わせていただければと思います。
01:40:05	FSC-J 三柴	はいそれでは次にいきたいと思います。
01:40:10	FSC-J 三柴	「日本は第二グループであるが、第一グループ 20 か国でも CNRA 終了とされているのは 2 か国のみ。FSC 本部の意向は意向として、現実的には各国議論に時間を要しているのではないか（各国進捗ご存じであれば教えてください）。」というコメントですが、
01:40:27	FSC-J 三柴	これについては私も多分そうなんだろうなと思っておりました。本部からはかなり各段階の期限についてはかなり厳しく言われておりますのでコンサルの方々はそれを守らないと報酬が具体的に減らされるとか、契約に盛り込んであるので、守らないわけにはいかないシステムにはなっているのですが
01:40:54	FSC-J 三柴	現実的に各国の進捗状況が公開されている中で、なかなか時間通りに進んでいるところは少ないというところで、やはり各国での議論に時間がかかるといふというのは想定されます。
01:41:12	FSC-J 三柴	ですので FCS 日本の方でも、もし時間がかけられるものであれば、もっと丁寧にかけていきたいとは考えておりますが、
01:41:27	FSC-J 三柴	他の国の進捗状況というのは、私どもの方でも公開されている情報のみになりますので、それ以上のことはちょっとわからないというところです。

01:41:43	FSC-J 三柴	小林さん、Preferred by Nature は他の国でもこのプロセスの作業を担当していると思うのですが、そちらから何か聞いておりますか。
01:42:09	PbN 小 林	各国の進捗ということですよね。
01:42:20	FSC-J 三柴	そうですね。特に聞いていないというのであれば結構ですが。
01:42:25	PbN 小 林	はい。例えば、ある国が今どこまで進んでいるのかみたいなことですか、ここまで進んでるので、こういったところ参照してみたいなことですとか、あと統括している技術マネージャーがいるんですが、そこと意見調整ったりとか、手順についての進め方の確認というのはしておりますが、もう少し個別にというふうなところで言うと、わからないということになります。
01:42:59	FSC-J 三柴	わかりました。他の国の状況は公開されている情報以上のこととはわからないということで ご容赦ください。
01:43:12	FSC-J 三柴	はいそれでは次のコメントに移りたいと思います。 「この Draft 作成にあたり、どのようなステークホルダーにコンサルテーションをなさったのでしょうか？例えば、林野庁さんや、北海道アイヌ協会の方へはヒアリングされたのでしょうか？されたのでれば、どのようなフィードバックがあったのでしょうか？」というご質問です。こちらお願ひできますでしょうか？
01:43:36	FoE 三柴	私の方から、ちょうど書いてくださった通り、林野庁へのヒアリングですね。はい。実施しております。北海道アイヌ協会とは今調整をしているところです。
01:43:52	FoE 三柴	草案ができる前に様々やり取りをしていますが、具体的にちょうど先ほどご指摘をいただいたミティゲーションメジャーですね。あれに関してもアイヌの皆様がこれをご覧になるどう思いますかというお話を聞きしたいところなんですがまだそれが実現していないところです。
01:44:22	FoE 三柴	フィードバックの内容に関しては、本日ご参加いただいてます製紙連合会の皆様から多数ご意見いただいておりますが、類似のご意見と、またテクニカルなところでも様々ご意見はいただいております。
01:44:41	FoE 三柴	それのみならず、できれば期間内に間に合うようにできるだけ、限定された期間ではありますが、再度草案がもう少し修正されたところでご意見をいたくような機会があればいいなと思っている次第です。
01:45:08	PbN 小 林	はい。ちょっと補足ですが FSC ジャパン様のウェブサイトの パブコメ始まったというサイトのエクセルがダウンロードできる Excel ファイルがあるかと思うんですがその Excel のエキスパートというシートに
01:45:37	PbN 小 林	FC 本部の方針だと思うんですけども、個別の名前が削除はされてるんですが、どういったジャンルの人にコンサルテーション、聞き取りですかね、しててのかみみたいなのは一応情報として出ておりますので、ご参照いただければと思います。以上です。

01:45:59	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。主要ステークホルダーの方には、このパブリックコンサルテーション期間中も含め、インタビュー・聞き取りさせていただく予定ではございますが、
01:46:13	FSC-J 三柴	他に個別にぜひこちらにはインタビューに行った方がいいとかそういったご提案もぜひいただければ幸いです。
01:46:28	FSC-J 三柴	はいそれでは次のご意見に行きたいと思います。
01:46:33	FSC-J 三柴	「Fairwood Partners の記事によると、ルーマニアでは、2008 年から 2014 年の間に伐採された木材の 49% にあたる 880 万 m ³ が違法ということである。また 2021 年時点でも根本的には状況は変わっていないとのこと。FSC Risk Hub によるとオーストリアでは、伐採活動に関連する違反事件は年間平均 295 件で、大きな傾向の変化は見られないところで、この指標においては、「無視できる」と評価されている。日本では 70~100 件。」
01:47:12	FSC-J 三柴	ということですが、この点についてはいかがでしょうか？
01:47:18	FoE 三柴	はい。説明のロジックは参考にさせていただきたいと思います。はい、ありがとうございます。
01:47:27	FSC-J 三柴	はい。ではこうした議論もご参考にさせていただくということで、どうもありがとうございます。
01:47:40	FSC-J 三柴	次、「盗伐問題は各自治体のご努力で改善していると理解しています、南九州の各自治体にはヒアリングされているでしょうか？」というコメントです。いかがでしょうか？
01:47:53	FoE 三柴	はい。先ほど申し上げた通り九州全土を周れるといいのですが、現状、南九州の 3 県に関してはようやく行けることになりましたので、お伺いしたいとは思っています。ただ主要な基礎自治体も回れればいいなとは思ってるんですがなかなか県の方もそこまではご協力を、まだちょっといただけてない段階なので、
01:48:23	FoE 三柴	各県の方に一旦情報をいただくようなことで、もう少し具体的な、先ほどからご指摘いただいてます、数字を作る情報を作る努力にしても、できるだけ正確な情報をいただいて進めていきたいと思っているところです。ありがとうございます。
01:48:49	FSC-J 三柴	はい、では次のコメントにいきます。
01:48:53	FSC-J 三柴	「指標そのものの定義や意図を誤解したうえで、リスク評価を記述されると考えられる指標も数多く散見されます。 例えば… 既存の法的要件の遵守状況について問われているにもかかわらず、評価者が認識する法制度そのものの不備を以って無視できないリスクと判断する事例

		<p>「要件遵守」が求められる指標において、ガイドラインなどの行政通達が「要件」に該当するのかが定かではないが、その不履行を以ってリスクとみなす事例</p> <p>指標が関連要件についての法令の存在を求めているわけではないに、法令の未設定であることを主要な理由としてリスクとみなしていると思われる事例</p> <p>今一度、正確な指標の定義理解のもと、客観的に再評価可能な根拠に基づく、中立的で精確な評価が求められると考えます。」というご指摘です。いかがでしょうか？</p>
01:49:59	FoE 三柴	はい。ご指摘ありがとうございます。FC 本部とのやり取りでも同様な視点でものは見てもらってるんだとは思いますが、パブリックコメント・パブリックコンサルテーションでこういったご意見がありましたということに基づいて修正していくということは間違いないく、実施していかなければいけないと思うことですので、その視点で修正なりをしていきたいと思っています。
01:50:33	PbN 小林	ありがとうございます。ちょっとすいません、私の方からもまさにコメントいただいた通り、正確な定義に基づいて客観的に評価をするということで、改めていただいたコメントごとに再度点検し検討してブラッシュアップできればと思っております。
01:51:01	PbN 小林	いくつかのところで少し詳細に確認したいという部分ありますが、こちらの内容に関してですが、この短いキャッチボールの中ですぐ出てこないのですが、出た部分に関してですが、
01:51:21	PbN 小林	念のため、もしご理解いただいてたらすみません、重複のご説明になってしまって大変恐縮なんですが、コメントの箇条書きの 3 点目に法令の存在を求めてるわけでないのに法令の未設定が主要な理由でリスクという部分なんですけども
01:51:39	PbN 小林	まさにこちらに書いていたりしている通りのことが当てはまるリスク判定や根拠整理をしている部分ももしかするとあるかもしれないですが、同様にこれでリスクがありと判断してるところもあります。
01:51:57	PbN 小林	というのは、指標が国内法令に準拠できるかどうかということと、国内法令の設定云々ではなくて、国際法ですか国際条約に基づいてどうかという点で、日本の中では未整備ということも
01:52:13	PbN 小林	フィールドや内容によってはありますので、そういったことが当てはまって、無視できないリスクと判定してるものも、もしかしたらコメントいただいているものの想定してるところにもしかしたらあるのかもと思った次第です。
01:52:31	PbN 小林	例えば先住民の権利のところは指標が二つ、42 と 43 が先住民の権利の部分ですが、国内法令に準拠してどうかといった点に関しては、
01:52:50	PbN 小林	先住民の権利のところはアイヌ政策推進法がございまして、これに準拠してかどうかという観点で安定してまして、無視できるリスクと判定してます

		が、43のに関しては無視できないリスクと判定してるということで、もしかすると念のためですがそういったものもあるというのは共有させていただきました。以上です。
01:53:13	FSC-J 三柴	はい。どうもありがとうございます。こちらコメントについてこういった事例があるというとても重要なご指摘をいただいておりますので、可能であれば後日別文書などでそれがどの指標に当たるのか、そしてできるだけ具体的に、これは要件の本来の意味ではないとか、その具体的な指標まで含めて、ご指摘いただければ幸いです。
01:53:54	FSC-J 三柴	大変有用なご意見どうもありがとうございます。 はい。次に行きます。
01:54:01	FSC-J 三柴	「リスクの説明に「DDを促すため」「予防的措置」として Non-negligible Risk とするとの記載があるが、これはリスク評価ではなく、記述者の主義主観ではないでしょうか。」というコメントです。いかがでしょうか？
01:54:17	FoE 三柴	ご指摘ありがとうございます。中身を読んでいただきまして誠にありがとうございます。この予防的措置というキーワードを使い始めたのは言い訳じみてるところは恐縮なんですが、FC本部からそういう視点でもリスクにすべきだという提案をいただいたところもあり、
01:54:46	FoE 三柴	今、その書いてある読んでくださったリスク評価全てがそういう視点で見ているというわけではないんですが、該当する指標とそうでない指標がある、やり取りが様々あったところなので、その用語で一旦 non-negligible risk にするというようなところもありました。ですので、記述者の主義主観ではないかというところは当たらずとも遠からずなのか、ただ、
01:55:19	FoE 三柴	FSC本部からのご意見もあったというところだけは申し上げておきます。これに関してはもう少し揉む過程で修正していくものと考えておりますので、その点はこれが最後まで残るということはないかと思います。その点だけはご安心ください。 はい。以上です。
01:55:45	FSC-J 三柴	はい。今のご指摘に少し関連するものかと思いますが、次のコメントも、「現在の質疑応答を伺った中ではFSC本部の意図よりもコンサルタントの意図がより強く反映されていると感じました。FSC-PRO-60-006bの規定では、コンサルタント process lead が意見を『コンサルテーション報告書』にまとめるとありますが、意見を出したとしても『実行不可能である』という詳細な根拠や強い危機感が、要約や翻訳の過程で薄められてしまうことを強く懸念しています。 本公聴会の意見質疑やパブリックコンサルの回答が、コンサルタントによる「要約」というフィルターがかけられたあとにFSC本部にも届くのでしょうか？ その場合、数が多い意見が要約により反映されるといったことは生じますか？」というコメントです。
01:56:51	FoE 三柴	はい。まずは私の方から。ご指摘、誠にありがとうございます。そのコンサ

		ルタントによって要約で丸められてフィルターかけてというご指摘に関しては、透明性がとにかく一番重要であると認識をしておりますんで、このコンサルテーション、この粗々の状態で出した理由もこういったご意見を頂戴するためのものとご理解いただければ、誠にありがたいコメントで、
01:57:23	FoE 三柴	いただいたものをもちろん和文で出せれば一番いいんですが、翻訳をする過程で誤解が生じないように気をつけるところではあるのですが、この透明性というのは誠に極めて重要なことだと思いますので、いただいた今パブリックコメントを省略してしまうということはありません。
01:57:49	FoE 三柴	FSC の理念からしても、それはないのではないかと考えているところです。すみません、小林さんお願いします。
01:58:00	PbN 小林	こちらのご意見ありがとうございます。改めて手順を確認していく該当箇所があればというふうに思ったんですが、基本的なスタンスとしては、いただいているご意見に関しては、そのまま記録をして、報告書を作成という部分ありますが、元データに関しては加工をせずに提出を予定しております。
01:58:22	質問者	すみません。いいですか。グループ会社なので色々な会社が関わってるんですが色々な会社から出した方がいいのではないかというような話もありまして、まとめて出すということも、もちろん英語で出すんですが、どうした方がいいのかなという話がありまして、お伺いした次第です。
01:58:55	FSC-J 三柴	そうですね、数が多くなりの圧力にはなると考えますが、全く同じものがコピーされてたくさん送られてもちょっとこちらの作業が煩雑になるだけですのでそこはちょっと適宜お願いできればと思います。
01:59:09	FSC-J 三柴	このプロセスと、あとコンサルタントの主観が入りすぎやしないかというご指摘については FSC ジャパンでも大変懸念しております、このパブリックコンサルテーションが終わった後、
01:59:32	FSC-J 三柴	どういった意見が集められたかも含めて、そして、それをどのように草案に反映するかという方向性を FSC ジャパンの理事会で協議させていただこうと考えております。
01:59:51	FSC-J 三柴	それが実際に既に予定があるんですが、CNRA は冒頭申し上げました通り、かなり粗雑な、拙速な、荒いプロセスです。
02:00:08	FSC-J 三柴	乱暴なプロセスなんですが、これはやはり位置づけとしては NRA より下のプロセスということになっておりますので、FSC ジャパンの理事会一環境・社会・経済のバランスのとれたステークホルダーが集まったところでもまれて、そこで合意を得たものについては必ず反映される、
02:00:26	FSC-J 三柴	反映させさせなければならないということになります。ですので、そこである程度の
02:00:37	FSC-J 三柴	コンサルタントの主張が入りすぎないことや各界のバランスのとれた意見が反映されることはある程度保障させていただきたいと思います。
02:00:53	質問者	はい。ありがとうございます。
02:00:58	FSC-J	はい。では次のコメントに移りたいと思います。

	三柴	
02:01:03	FSC-J 三柴	既に元々予定されていたさ3時半の時間は過ぎておりますが、やはりこのプロセスは私どもにとって重要なことですので、最大4時まで延長させていただきたいと思います。皆様それぞれ大変忙しい方がお集まりと理解しておりますので、ご予定がおありの方は適宜そちらを優先させていただいて結構です。このまま続けさせていただければと思います。
02:01:36	FSC-J 三柴	はい。次に行って参ります。
02:01:39	FSC-J 三柴	「今回のパブコメに出ているCNRAの草案について、粗削り、未熟、不十分と理解とご発言あり、アイヌ協会の方とも調整中ということであれば、ちゃんと修正されまとめられた草案で再度パブコメ実施されるべきではないでしょうか？」
02:01:58	FSC-J 三柴	ご意見ごもっともです。
02:02:03	FSC-J 三柴	私も個人的にまさにおっしゃる通りとは思いますが、私どものできる範囲内で主要ステークホルダーの方々と反映後のものについても相談させていただければとは思うのですが、FSC本部のこのCNRAの正式なプロセスでは2回パブリックコンサルテーションを行うとはされておりません。
02:02:31	FSC-J 三柴	ですので、2回目のパブリックコンサルテーションはプロセスとしてはございません。ただ、私どもとしてはできるだけ皆様にご納得いただくいただけるステークホルダーの合意がとれたものを作成したいと思っておりますので、それは調整させてください。
02:02:57	FSC-J 三柴	コンサルの方何かコメントございますか。
02:03:01	FoE 三柴	いや、申し上げる立場にはないかとは思うんですが、とにかくもう1回パブコメが必要であるというパブリックコンサルテーションの中でのご意見がものすごい量でしたということを背景に、本部と交渉するというのは、あり得るのかなと。
02:03:21	FoE 三柴	他のご意見にもありましたが、他国でもまだ遅れてるんじゃないですかというご指摘ございましたけど、そういうことでパブリックコンサルテーションというのを極めて重要視してすることは間違いありません。はい。本部もそうですし、ネットワークパートナーのFSCジャパンもそういうことで考えておりますので、誤解のないようにこのパブリックコメントを丸めてフィルターかけてということだけはありませんので、そこはご安心いただいて、
02:03:57	FoE 三柴	むしろそのコメントで大きな声にするというくらいで捉えていただけだと、もしかしたら実現するかもしれない。ただ、こればっかりは実現するともしないと申し上げられないので、FSCジャパンの皆様に揉んでいただいて、それでまた上手にやっていただくのがいいかなと思います。小林さんお願いします。

02:04:30	PbN 小林	私の方からは特段ございません。ぜひこういった意見を FSC 本部に届けるのが大事だと思います。もしあの FSC 本部かと判断されられるのであれば、それに従って実施します。
02:04:47	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。私どもの方でも皆様が反対するものをもう無理やり通そうとは全く考えておりません。それは FSC の信頼性を失墜させることだと重々承知しておりますので、
02:05:03	FSC-J 三柴	もしよろしければですね、パブリックコンサルテーションの意見としてもう一度パブリックコンサルテーションが必要だというようなご意見をいただければ、本部にも届けて参りますのでよろしくお願ひいたします。
02:05:21	FSC-J 三柴	はい、では次に移りたいと思います。
02:05:24	FSC-J 三柴	「リスク緩和措置に立木購入の領収書等の入手とありますが、取適法の禁じる「買いたたき」を誘発したり、独禁法のいう「優越的地位の濫用」となるリスクとは認識されていないのか。また、個人情報と見做される情報の入手も要求されており、逆に法令順守違反となる可能性が疑われる」というコメントです。こちらいかがでしょう。
02:05:59	FoE 三柴	はい。ご指摘ありがとうございますはい。ご指摘を受けて参考にさせていただき、より可能な内容に変更していきたいと思っております。
02:06:20	FSC-J 三柴	はい。どうもありがとうございます。
02:06:23	FSC-J 三柴	リスク緩和措置については私どもも現場で全く使えないような無理なものを、押し付けようという意図は全くございませんので、逆に現在の運用で、例えば違法木材・盗伐による木材、木材購入の際にそういったものが混ざらないようにする、現在の運用だとか、こういったことを行っているというような情報がございましたらそれをご共有いただければと思います。
02:06:56	FSC-J 三柴	できるだけ負担のかからない方法で、そしてリスクを低減するという目的を達成するようなものを盛り込まれればと考えております。
02:07:25	PbN 小林	はい。ありがとうございます。ちょっと繰り返しの部分にもなりますが、リスク緩和措置の作成 ガイダンスというのを FC 本部が提供してまして、
02:07:39	PbN 小林	そちらに基づくと、その原因にきちんとアドレスしているかどうかというふうなことですとか、実行可能性という観点ですとか、あとはそのリスクの性質や大きさ、
02:07:57	PbN 小林	深刻さに対して過剰になってないか、逆に過小になってないかという観点でもそのリスク緩和措置というのをより納得性・妥当性の高いものにしていくべきだと思っておりますので、具体的なご提案がもしございましたらお願ひできればと思います。
02:08:13	PbN 小林	あと、独禁法というふうなところに関してもコメントいただきましたので、その観点で問題がないかどうかについても確認したいと思います。ありがとうございます。

02:08:32	FSC-J 三柴	はい。それでは次に行かせていただきます。
02:08:35	FSC-J 三柴	「リスク緩和措置で「リスク緩和措置: 1. 雇用と昇進における平等 1a. 雇用・昇進プロセスの
02:08:48	FSC-J 三柴	ちょっとこれ、言葉が一部削除されてるんですかね、ちょっと読みにくくなってるんですが、
02:08:51	FSC-J 三柴	「明性の確性別に基づく採用・評価・昇進における差別が存在せず、これが文書化され全社に周知されていることを確認する。 1b. データ <u>が示す</u> 年次報告書において性別 <u>差別</u> の、管理比率、昇 <u>甄</u> 人数が・示されていることを確する。 2. 同等価値の労働に対する同一賃金」とありますが、これは、管理 <u>木材</u> を供給している小規模企業にも年次報告書をつくってください、ということでしょうか？従業員5名程度の非認証取得の、たまたま非管理 <u>木材</u> の供給者である製材会社で、雇用・昇進の平等性について、文書化し、全社に周知することはどうでしょうか？」というご質問です。
02:10:02	FSC-J 三柴	こちらいかがでしょう。ジェンダー平等の指標に関わるものかと思いますが。
02:10:09	PbN 小林	コメントありがとうございます。個別の状況に関して、どういうことかという観点でのディスカッションというのはちょっと難しいかと思いますが、
02:10:21	PbN 小林	意図としては課題になってないかということですとか適切にアドレスされてないんじゃないかというふうなことかと拝察します。その観点でもしリスク軽減措置、そういうご意見だということであればそれを踏まえて検討できればと思いますし、もしより妥当性の高いものがご提案として、ご意見としてアイディアとしてございましたらいただければというふうに思います。
02:11:03	FSC-J 三柴	はい。現在のリスク緩和措置、かなり細かく具体的に記載されていて、実現が大変難しいというご指摘かと思いますので、
02:11:18	FSC-J 三柴	では具体的にこれこのジェンダー平等はリスクとみなすか見なさないかという議論もそうなんですが、もし無視できないリスクとなった場合どんなリスクを低減するために何ができるのか現実的な手段としてどうすればいいのかというと、ところもぜひご提案いただければと思います。
02:11:48	FSC-J 三柴	はい。では次にいきたいと思います。
02:11:52	FSC-J 三柴	「誤盗伐件数など、統計上利用可能な数値を上回る「潜在的な数値」を加味する場合に、その推計値そのものについても根拠が必要であると考えます。
02:12:08	FSC-J 三柴	また、定量的に微小なリスクであっても、そのリスク事象自体の定性的な重要度を優先して「無視できないリスク」とすることは、極少数の問題件数を以って、すべての管理木材の供給者・調達者にリスク緩和（とその手間・コスト）を要求することになります。

02:12:23	FSC-J 三柴	もしそれが過大であれば、管理木材制度のコスベネバランスが崩壊してしまい、FSCを利用したくてもコスト上の問題で利用できない認証取得者が発生し、逆に制度自体の持続可能性が損なわれる可能性があります。これは制度利用者としても本意ではございません。このことについて是非ご留意いただきたいです。」というご意見です。
02:12:49	FSC-J 三柴	はい。こちらのコメントごもっともなことだと考えております。
02:13:00	FSC-J 三柴	私どもも認証取得者の首を締めたいわけでは決してございませんので、皆様が使えない制度にすることは大変本意ではございません。ですので具体的なリスクアセスメントや低リスク低減措置についてどのようにすればいいかどのような情報があるか、そういった点についてぜひご提案いただければと思います。
02:13:18	FSC-J 三柴	こちらのコメントの意図は大変理解しておりますし、FSC ジャパンとしても同意するところでございます。
02:13:38	FSC-J 三柴	コンサルタントの 2 人、何かコメントございますか。
02:13:46	FoE 三柴	はい特にないんですが、しっかり留意をして検討したいと思っております。
02:13:57	FSC-J 三柴	それでは次のコメントに移りたいと思います。
02:14:02	FSC-J 三柴	「製紙会社として EUDR 対応を困難とさせる要因の一つが製材廃材の取り扱いであるが、今回の CNRA に従うと製材廃材の購入がほぼ不可能となり、製材工場も廃業を余儀なくされる事態となるが非常に憂慮される。」というコメントです。
02:14:30	FSC-J 三柴	はい。こちらについていかがでしょう。
02:14:35	FoE 三柴	はい。ご指摘ありがとうございます。はい。様々な細かい具体的な視点でコメントもいただいたり、どのようにどう直したらいいかというご提案をいただいてますので、そういった点を参考にしながら作業を進めていきたいと思っております。
02:15:02	FoE 三柴	ただし、ぜひお願いベースですが、ご意見をたくさん今現状もいただいているところではあるんですが、おっしゃる通り、確かにコスト先ほどのコスベネバランスですね、その点は極めて重要だと思うんですが、さらによりその各指標をどのように判断するかという情報が必要なのかなというふうに私も考えておりまして。
02:15:35	FoE 三柴	でのではいもう一步踏み込んでぜひご意見等を賜れると、誠に幸いでございます。ありがとうございます。
02:15:54	FSC-J 三柴	はい。ありがとうございます。
02:15:59	FSC-J	こちら次のコメントは、先ほどのコメントと紐づくものですが、「指標その

	三柴	ものの定義や意図を誤解した上で、リスク評価を記述されていると考えられる指標も数多く散見されます」という先ほどのコメントなんですがこれについて具体的な情報を送ってくださっております。
02:16:24	FSC-J 三柴	「先述のコメントの各該当指標は下記のとおりです： ・既存の法的要件の遵守状況について問われているにもかかわらず、評価者が認識する法制度そのものの不備を以て無視できないリスクと判断する事例…22, 40, 54」
02:17:01	FSC-J 三柴	「・「要件遵守」が求められる指標において、ガイドラインなどの行政通達が「要件」に該当するのかが定かではないが、その不履行を以てリスクとみなす事例…13」
02:17:15	FSC-J 三柴	そして「・指標が関連要件についての法令の存在を求めているわけではないのに、法令の未設定であることを主要な理由としてリスクとみなしていると思われる事例…43, 48」こちらご指摘どうもありがとうございます。
02:17:36	FSC-J 三柴	このパブリックコンサルテーション後の草案修正の際に検討させていただきます。
02:17:45	FSC-J 三柴	具体的なご指摘どうもありがとうございました。はい、次に移ります。
02:17:56	FSC-J 三柴	「あたらしい CNRA の適用に関しては決定後の移行期間は不明とのお話をしたが、基準書 FSC-STD-40-005 V3-1 3.2 項には以下記載があり、移行期間は FSC リスクアセスメント承認から 6 カ月と規定されています。」
02:18:13	FSC-J 三柴	はい、ご指摘どうもありがとうございます。 「今回の CNRA 改訂はこの 3.2 項の規定とは異なる特別対応が予定されているということでしょうか？」 いえそういうことではなくてですね、ちょっとこのところの規定を私がすぐに思い出せなかった覚えていなかったというだけのことです。
02:18:38	FSC-J 三柴	こちらの規定の和訳として「組織は、FSC リスクアセスメントが FSC により承認された日から 6 ヶ月以内に DDS を適合し、これを反映しなければならない。ただし延期の理由が認証機関により承認された場合はこの限りではない。」
02:18:50	FSC-J 三柴	こちらご指摘どうもありがとうございます。
02:19:00	FSC-J 三柴	さっきのご質問について 5 回私に代わりご回答いただいたことで、ご回答いただいたということで、どうもありがとうございます。
02:19:12	FSC-J 三柴	それでは質問の最後まで、一応・・・ 失礼しました。今またご質問いただきましたね。
02:19:27	FSC-J 三柴	「前半の質疑で「運用時期のスケジュールについては存じ上げない」旨の回答を頂きました。その後の見直しや改定についても本部にてロードマップが策定されているかと存じますが、それに関しても後ほど情報共有頂ければ幸いです。」

02:19:44	FSC-J 三柴	というところです。本部との本部とコンサルタントの間ではこのプロセスで各段階について合意された日程があるんですが、それについてはちょっと必ずしも外部とは共有していないということでご理解いただければと思います。
02:20:01	FSC-J 三柴	また、いつ頃完成し、それがいつ頃適用されるかという明確な情報が入手できましたらまたそれを共有させていただければと思います。
02:20:28	FSC-J 三柴	三柴さん、小林さん、今後の日程について、何か補足されることはございませんか。
02:20:39	PbN 小林	私どもの方は最終的なこのリスクアセスメントの承認までということですで、そこに関しては先ほど4月5月末に現状のスケジュールとしては最後の段階だという点です。
02:20:57	PbN 小林	その後のところはFSC本部様の方になるかと思いますので、そちらの情報というのが正確かと思いますが、それでよろしかったでしょうか？
02:21:13	FSC-J 三柴	はいこの日程については本部とコンサルタントの間で合意されたものを共有していただいてますが
02:21:29	PbN 小林	これは今回のリスクアセスメントの最終段階までのスケジュールですかね。それとも、それが完了した後のスケジュールロードマップという意味の運用ですかね。
02:21:41	FSC-J 三柴	最後まではちょっと共有されてないですね。
02:21:46	FSC-J 三柴	私が持っているのは修正草案の提出のあたりですね。
02:21:57	PbN 小林	私どもの方もそこまでなので。はい。当然ながらですが。
02:22:09	FSC-J 三柴	今後もこのプロセス進めていくんですが、いろいろ本部の方でも遅れというものが生じることもございますので、ちょっと今の段階では、何月までに完成するとはちょっと言いにくいというものになっております。
02:22:25	FSC-J 三柴	そのところはちょっと不明確で大変申し訳ないんですが、ご理解いただければと思います。
02:22:41	FSC-J 三柴	はい、それではもし他にご質問がないということでしたら以上で、この公聴会は終了とさせていただければと思います。パブリックコンサルテーションは2月6日まで開催されておりますが、直接ご意見がございましたましたら
02:23:10	FSC-J 三柴	直接インタビューの日程を調整させていただくことも可能ですし、様々なご意見があろうかと思いますので、ぜひ文書にて、あの意見を提出いただければと思います。
02:23:30	FSC-J 三柴	それでは、皆様の貴重なお時間をいただきどうもありがとうございました。また引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。
02:23:39	FSC-J 三柴	それでは終了とさせていただきます。失礼いたします。

